

都道府県計画の見直しに向けて

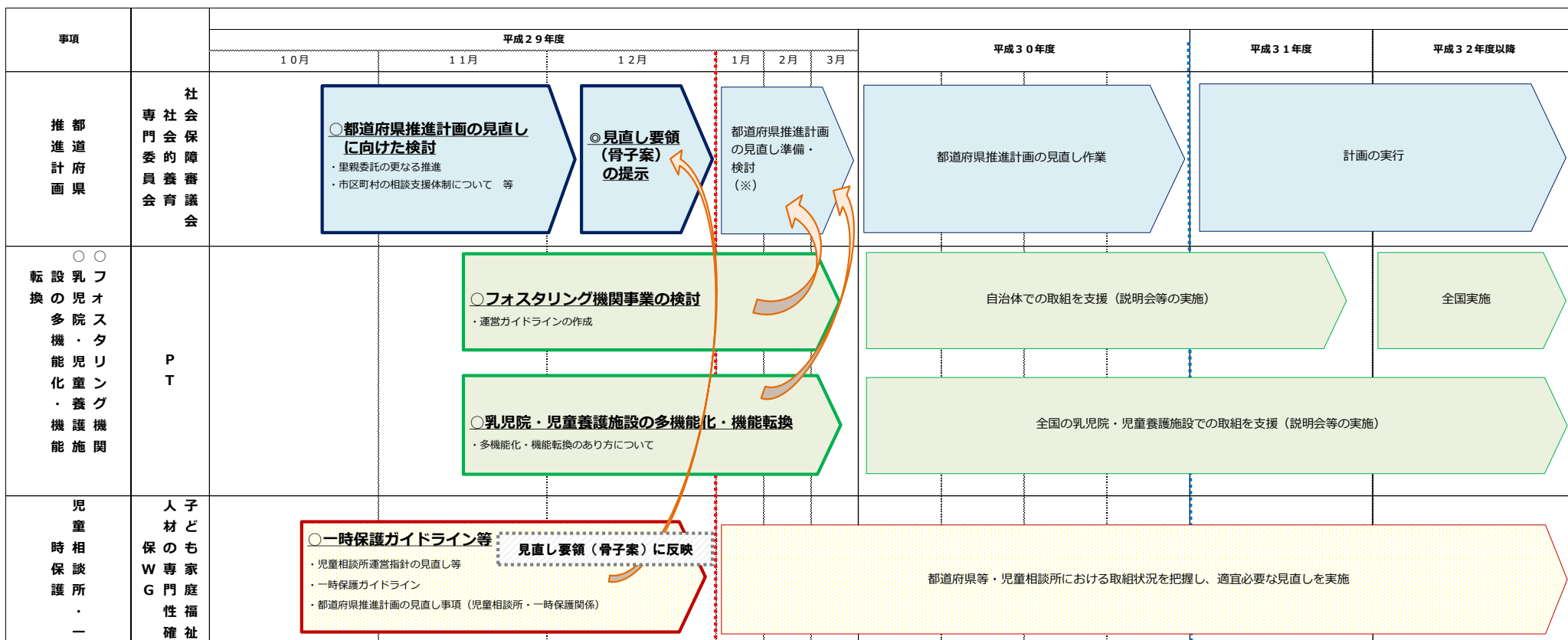
1. 都道府県計画の見直しに当たっての基本的な考え方とスケジュール

(1) 基本的な考え方

- 平成28年の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であることを位置付けるとともに児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進めることとし、それが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなどの良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。
- また、本年8月には「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられたところ。これは、改正児童福祉法の理念を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程が示されたもの。
- この改革は、在宅での支援から代替養育、養子縁組などが網羅されているが、これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体として進めていく必要がある。
- これまで、各都道府県では、「社会的養護の課題と将来像」を踏まえた都道府県計画に基づき、里親委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等の取組を進めてきた。上記を受けて、子どもの権利保障のためにも、できるだけ早期に、全面的に計画を見直し、これらの取組を加速することが求められる。
- また、都道府県計画の見直しに当たっては、当事者（社会的養護経験者を含む。）の意見が反映される必要がある。

(2) スケジュール

- 各都道府県が計画の見直し作業を進めるうえで、当事者の意見の反映が求められるとともに、議会への報告等が必要となる場合もあることを考慮すると、見直しに向けた作業に少しでも早く着手できるよう、作業に必要な項目は、可能となったものから順次、お示ししていくことが必要。まずは計画見直しに当たっての大枠となる見直し要領を年内を目処にお示しする。
- また、計画への位置付けを検討する「里親への包括支援体制」に関し、フォスタリング機関事業等の具体の取組のガイドライン等についても年度内を目処にお示ししていく。



(※)都道府県の判断で見直し作業を前倒して実施可

2. 検討事項の整理

◎ 来年度までの都道府県計画見直し作業に向けて、見直し要領を年内に示すために早急に詰めていくべき事項

- 里親等委託の推進（目標値の取扱い、里親への包括的支援体制の抜本的強化等） . . . ①
- 養子縁組の推進（支援体制、目標値の取扱い等） . . . ②
- 施設での養育等の在り方（「原則」新規措置入所停止の取扱い、在所期間、小規模化・地域分散化の在り方、多機能化・機能転換等） . . . ③
- 代替養育を必要とする子どもの見込み方 . . . ⑤
- 児童相談所・一時保護に関する事項 ※子ども家庭福祉人材の専門性確保WGで検討
- 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等 . . . ⑥

◎ 上記の後に検討を深めていく事項

- ・法改正や、財源・予算確保を図りつつ取り組むことが必要な事項（配置改善策等）
- ・「自立支援」に関する検討事項
※このうち、社会的養護自立支援事業等（既存事業）の実施促進策については、年内に示す。 . . . ④
- ・障害児施策との連携

3. 早急に詰めていくべきな事項

検討事項	現行都道府県計画	新ビジョン	前回の主な意見	論点
① 里親等委託の推進	平成41年度末までに、本体施設（小規模グループケア化）、グループホーム及び里親等をおおむね1／3ずつの割合にしていくことを目標として必要事業量を設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親等委託率 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満児は概ね5年以内に75% ・ それ以外の就学前は概ね7年以内に75% ・ 学童期以降は概ね10年以内に50% ・ 包括的な里親支援体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親委託を進めるという方向性は理解。 ・ 家庭の理想像だけを見て、高い目標値を掲げて特別養子縁組や里親委託を推進することに対しては、強く危惧している。 ・ 目標値ありきで実態を無視して一方的に里親委託を進めることがあってはならない。 ・ 年次計画について無理が生じないか懸念。 ・ 子どものニーズにあった計画づくりが必要。小学校区単位で里親を確保すべき。 ・ 社会的養育ビジョンの方向性は賛同するが、ビジョン達成に向けたスピード感については、各都道府県の地域の実情（対象児童の数など）に対応できる仕組みが必要。 ・ 児童家庭支援センター事業の充実を図ることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親等委託率の数値目標について（目標値・達成期限の取扱い等） ・ 包括的な里親支援体制の確立（平成32年度までに全都道府県で体制整備）について ・ 児童家庭支援センターを活用した支援について
② 養子縁組の推進	記述無し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養親希望者の増加を図り、養親希望者への研修や縁組前後の支援の構築を含めた、社会的養護からの養子縁組推進計画を策定 ・ 概ね5年以内に特別養子縁組成立件数を倍増させる計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の理想像だけを見て、高い目標値を掲げて特別養子縁組や里親委託を推進することに対しては、強く危惧している。 ・ 特別養子縁組について、実親の同意権について二段階方式も含め早急な法制度改革に取り組んでいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養親希望者への支援や縁組前後の支援の充実について ・ 数値目標の取扱いについて

検討事項	現行都道府県計画	新ビジョン	前回の主な意見	論 点
③ 施設での養育の在り方	<p>平成41年度末までに、本体施設（小規模グループケア化）、グループホーム及び里親をおおむね1／3ずつの割合にしていくことを目標として必要事業量を設定</p> <p>※施設は乳児院・児童養護施設に限定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児は、原則として、新規措置入所を停止。（平成30年度から入所時の里親優先を推進し、概ね5年以内には特別なニーズのある子ども以外が里親委託となることを実現） ・ケアニーズが高い子どもについても、原則として乳幼児は数ヶ月以内、学童期以降は1年以内、特別なケアが必要な子どもであっても3年以内 ・全ての施設は原則として概ね10年以内を目処に、小規模化・地域分散化 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規措置入所停止は、里親等の人材や支援体制が不十分な中では踏み込みすぎ。行き場のない子どもたちを生み出すのではないか。 ・地方自治を守り、地方分権が進められて来た中であって、あたかも中央集権国家のような報告書の記述には違和感がある。 ・施設の在所期間について、養育の安定と成長、学校教育の保障などについて、配慮しながら進めていく必要があり、一律に定めることは適当でない。 ・施設の在所期間を3年を上限として、その後は家庭養育としているが、中途半端な状況での里親委託は里親不調につながる懸念がある。 ・児童心理治療施設は、学校では学級崩壊を起こすなどの問題を抱えた子どもも入所しており、小規模化・地域分散化はハードルが高い。 ・社会的養育ビジョンの方向性は賛同するが、ビジョン達成に向けたスピード感については、各都道府県の地域の実情（対象児童の数など）に対応できる仕組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設への「原則」新規措置入所停止について ・施設での在所期間について ・小規模化・地域分散化について ※既存施設や、現行計画等に基づき改築した施設の取扱い
④ 自立支援（既存事業）	記述無し	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護自立支援事業の実施促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学者自立生活援助事業、社会的養護自立支援事業について、柔軟に運用できるようにすることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護自立支援事業等の実施促進について

検討事項	現行都道府県計画	新ビジョン	前回の主な意見	論点
<p>⑤ 代替養育を必要とする子どもの見込み方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来人口推計と同様の推移を見込むか、あるいは、人口の縮小にかかわらず、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。 ・ 社会的養護が必要な子どもの総数を推計 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の発見の増加等によって数年間は増加することを見越しておく必要。 ・ 市町村の支援体制の整備等の効果が出てくる時期には減少 ・ 養育形態等ごとの必要数を推計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児・学齢以上の子ども、代替養育を必要とする子どもの総数 ・ 家庭養育や施設養育を必要とする子どもの人数 ・ ケアニーズごとの人数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各自治体の子どものニーズ、様々な社会的養育体制を十分踏まえた整備であることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代替養育を必要とする子どもの見込み方について
<p>⑥ 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等</p>	<p>記述無し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市区町村が都道府県とともに、子ども家庭支援の全体構想を構築し、都道府県がそれを集約する。 ・ 構想を策定するにあたって、保健と福祉の協働及び教育との連携、保健師の役割が適切に組み込まれているものとする。 ・ 市区町村は、上記構想を平成36年度までに実現することとし、都道府県はそれをモニタリングし、支援を行う。 ・ 市町村の支援メニューの充実について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進計画には、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を推進する内容や職員の人材育成について盛り込むべき。 ・ 国は基礎自治体と児童家庭支援センターの連携の好事例の紹介等について積極的に取り組むべき。 ・ 児童家庭支援センター事業の充実を図ることが重要。 ・ 市町村への支援計画に母子生活支援施設の活用も入れるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及について ・ 児童家庭支援センターを活用した支援について ・ 母子生活支援施設等をはじめとする既存資源の活用等について ・ 市町村の支援メニューの充実について（ショートステイ、トワイライトステイ事業の活用等）